

表2 法人市民税の均等割税率

区分	従業者数	改正前	改正後
		税率	税率
50億円を超える法人	50人超	120万円	300万円
	50人以下	16万円	40万円
10億円を超え50億円以下である法人	50人超	70万円	175万円
	50人以下	16万円	40万円
1億円を超え10億円以下である法人	50人超	16万円	40万円
	50人以下	6万円	15万円
1,000万円を超え1億円以下である法人	50人超	6万円	15万円
	50人以下	4万8,000円	12万円
1,000万円以下の法人等	50人超	4万8,000円	12万円
	50人以下	1万6,000円	4万円

市税 条例を改正

●均等割の税率引き上げ
法人均等割の税率が、表2のとおり引き上げられました。なお、法人税割の税率は、今までどおり十四・七割です。
●徴収猶予(延納)制度の廃止
法人税割の徴収猶予制度は、五十九年四月一日以降分(四月一日以前に終了した事業年度の徴収猶予分を除く)から廃止になりました。

法人市民税

表3 軽自動車税の税率

車種	税率		車種	税率	
	改正前	改正後		改正前	改正後
原動機付自転車	50cc以下	700	軽自動車	四輪貨物 営業用	2,900
	90cc以下	1,100		四輪貨物 家用	3,650
	125cc以下	1,450		雪上車	2,200
軽自動車	二輪のもの	2,200	小型特殊 農耕作業用	1,450	
	三輪のもの	2,850	自動車 その他のもの	4,300	
	四輪乗用	営業用	5,200	二輪の小型自動車 (250ccを超えるバイク)	3,650
		家用	6,500		4,000

●税率の引き上げ
軽自動車税の税率が表3のとおり引き上げられました。

軽自動車税

代替農地を求めています

新工業団地の実現にご協力ください

60年度完成を目標に新工業団地

市では、就労の場を拡大し地域経済の振興を図るため、昭和六十年年度完成を目標に、新工業団地を国道白根亀田線の一面に開発する考えで、その実現に向け全力をあげています。
新団地の計画面積は二二・四畝で、これが実現すれば、面積規模で和泉団地を上回る大きな団地となります。

代替農地提供にご協力を

この工業団地実現のために、代替農地を必要としています。白根市発展の大きなカギを握るこの事業が推進できるよう、代替農地の提供に、市民のご協力をお願いします。

税の特別控除が受けられます

農業委員会のあつせんを受ける代替農地提供者には、税の特別控除が五百万円まで適用されます。ご協力できる人は左記へご連絡ください。

- 白根市農業委員会 (☎⑦二二一 一〇三三七)
- 企画財政課企画統計係 (☎⑧二二 一一一〇二八二)

表1 各種所得控除額

区分	改正前	改正後
基礎控除額	22万円	26万円
配偶者控除額	一般の控除対象配偶者	22万円
	同居特別障害者である配偶者	25万円
	老人控除対象配偶者	23万円
扶養控除額	一般の扶養親族	22万円
	同居特別障害者である扶養親族	25万円
	老人扶養親族控除	23万円
障害者控除額	一般の障害者控除	21万円
	特別障害者控除	23万円
老年者控除額	21万円	24万円
寡婦控除額	21万円	24万円
寡夫控除額	21万円	24万円
勤労学生控除額	21万円	24万円

地方税法の一部改正に伴い、五月十二日、市議会臨時会が開かれ市税条例の一部改正案を審議し、可決しました。改正された主なものは、次のとおりです。なお、これらは五十九年四月一日からの適用となります。

所得控除額の引き上げなど

個人市民税

●各種所得控除額の引き上げ
基礎控除、扶養控除などが、表1のとおり引き上げられました。
●障害者等の非課税限度額の引き上げ
障害者、未成年者、老年者または寡婦の非課税限度額が、合計所得金額で百万円(改正前八十万円)に引き上げられました。
●所得割の非課税基準の引き上げ
低所得者の税負担に配慮するため、所得割の非課税基準の引き上げは、非課税の基準となる所得額が二十九万円(改正前二十七万円)と引き上げられました。この措置により、夫婦と子供二人の給与所得者の場合の所得割非課税限度額は、収入で二百万円(改正前百八十八万五千円)となります。
●均等割非課税基準の引き上げ
均等割のみを課税される者の非課税基準となる額が、合計所得額で二十万四千円(改正前二十万円)に引き上げられました。

59年度と58年度の住民税比較

(例) 4人家族で妻と子供2人を扶養し、所得金額が200万円であった場合(所得金額は59年度、58年度とも同額とします)は、1万950円の減税となります。

	59年度	58年度
①所得金額	200万円	200万円
②所得控除額	132万5,000円	116万5,000円
社会保険料控除	25万円	25万円
生命保険料控除	3万5,000円	3万5,000円
配偶者控除	26万円	22万円
扶養控除(2人)	52万円	44万円
基礎控除	26万円	22万円
課税標準額(①-②)	67万5,000円	83万5,000円
税額	3万4,500円	4万5,450円
所得割額	3万3,000円	4万3,950円
均等割額	1,500円	1,500円
均等割額	1,000円	1,000円
均等割額	500円	500円